

令和6年度 手話を通じたささえあい活動への助成事業募集要項

1 趣旨

この事業は、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現できるよう、ろう者と手話を通じて交流する事業を支援し、ろう者の社会参加を促進することを目的とします。

2 応募団体等の要件

次の各号の要件すべてに該当する団体とします。

- (1) 公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体であること
- (2) 長野県内に事務所を有する団体であること
- (3) 営利を目的としないこと

3 補助対象事業

次の各号の要件すべてに該当する事業とします。

- (1) 手話を通じたささえあい活動への助成事業実施要綱第4に掲げる事業であること
- (2) 参加者が一人でも多くの者と手話を通じたコミュニケーションを図れること
- (3) 団体等の関係者だけでなく、多くの方に事業への参加を促すこと
- (4) 営利を目的としないこと
- (5) 令和6年度に着手し、完了する事業であること（補助金内示後に実施する事業が対象）

4 応募条件

当該年度における応募回数は、1団体あたり1回とします。

5 補助金の対象経費

事業を実施するため直接必要となる以下の経費

対象経費	対象経費の例
報償費	講師等に対する謝金 等
旅費	講師等に対する交通費 等
需用費（食糧費は除く）	事業に要する材料費、用紙代、印刷代 等
役務費	郵便代、宅配便代、電話料 等
使用料及び賃借料	会場等の使用料、賃借料、バス借上料 等

6 補助金額

1団体あたり以下を上限とした金額とします。

初めて実施する団体：上限額 70 千円

前年度実施団体：上限額 50 千円

7 募集期間・応募方法

- (1) 募集期間

令和6年6月3日（月）～令和7年2月7日（金）
ただし、県の予算が終了した時点で募集を締め切ります。

(2) 応募方法

応募する場合は、次の書類（1部）を長野県健康福祉部障がい者支援課在宅支援係まで持参又は郵送により、期限内必着で送付してください。

なお、提出いただいた書類は、補助対象とならなかった場合等を含め一切返却しません。

(3) 提出書類

- ① 令和6年度手話を通じたささえあい活動への助成事業応募書
以下の記入例等を参考に作成してください。
- ・ 令和6年度手話を通じたささえあい活動への助成事業応募書記入例
 - ・ 手話を通じたささえあい活動への助成事業実施要綱
- ② 参加者募集案内広告又はこれに準ずる書類

8 補助対象者の決定等

(1) 書類審査により採択された団体については、補助金額を内示しますので、速やかに「手話を通じたささえあい活動への助成事業補助金交付申請書」（様式第1号）及び「手話を通じたささえあい活動への助成事業実施計画書」（様式第2号）を提出してください。

(2) 事業完了後は、速やかに「手話を通じたささえあい活動への助成事業実績報告書」（様式第6号）を、下記関係書類を添付のうえ、提出してください。

ア 手話を通じたささえあい活動への助成事業実施報告書（様式第7号）

イ 写真等補助事業の実施状況が分かる書類

ウ 補助対象経費に関する支出証拠書（請求書や領収書等の写し）

なお、事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。

9 補助金の返還義務

次に該当する場合は、補助金の全額又は一部を返還していただきます。

(1) 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき

(2) 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき

(3) 補助を受けた事業を中止、縮小又は完了できなかったとき

10 問合せ先

〒380-8570（県庁専用の郵便番号です。所在地の記載は不要です。）

長野県健康福祉部障がい者支援課 在宅支援係

電話直通：026-235-7104

F A X：026-234-2369

電子メール：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp